

【添付資料17】 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による 公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定

(平成8年8月2日)

(文化庁告示第9号)

改正 平成8年8月30日文化庁告示第12号

(趣旨)

第一条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承認)

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館等の施設を承認する

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付することができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律285号）第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化財の公開を適切に3回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第一項若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から10日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。

二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。